

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

店屋日記

全

赤井富彌

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

経済学部
研究室
5
1244

東大
5
12

経済学部
研究部
5
1244

衣冠日記

抑衣冠之為役儀事未

茂天皇皇之御治世村々

給道長定號衣冠名



38472

主時是主村是為可也

名目上按公方將軍家

台令國司領主守護地

改上意郡代奉行義代

官作信手代能指書相

收年所所賣組領長百姓

後家歸家至近公邊之處

重成事申渡下有吳之愛

時去卑遠達上聞以不知之
趣披露中流職多也依之
常沛按相守道成敗
或目一切之徒來物不四書

不經其介和漢聖賢之云
籍字情身正心繁陰約
專一智慧才賢分別
回思案了管堪悲情可

為所蒙若清家智略未之
砌其材之中結未屬或朱
中是亦允許除地草莽
野牛飼場蓋地意蓋三
味永川嶽下尚无意入和
公發為先格通明細
帳面委可書上叔又每年
宗方少致伴下連心獨慢

切支母類族士以子礼制

林是且或緣付養子入

尊以仲人而取祖父母中祖

女房悍嫁母兄弟甥姪婦

妹伯父叔母漢才孫曾孫

并尼介譜代或與風出奔

人或出生病死去而返濟

謀主若殿勿編中卷始若

家老用人无惑曰法家中

法指名改名男女增减委

细改方院情放之年秋山

論法相俱舍成實律苑嚴

天台志云得家古晉洞給上卷終

海黃碑第一宗流已上九宗

天竺唐士至相傳譯出

一白字田門院法華時宗共

盛流為中初之可達之法

門也耶蘇宗門之儀者

隨分波穿數改寺元迹

一帳面手相送相德落中是

秋一交也從又高人法職人

之地り或四圍為玉修築系

之志之宗人等為賀言歸

秋葉金毘羅長光寺秩

父叔東廸國行脚并主馬

湯治其外是國德少番信

之者有之當去國新信來

切手調諒古一暇下和類若

春末之教物相場言也

老人切少之者其病可持

種成飢渴難滋其或疏

獨九拾葉或失之窮言者切

成者其旨涉地既中且涉
借以教兼涉技持方亦願
上將亦以勅使涉揆出巡
見大名氣之泰勅交代哉

出入地地方收入氣在中也村
之旨道筋掃除入意先福
別限不遠智之人是荷物持
在連村境入爲一政案也

依又亦嘗請可至福山沮住
還乃橋池地植前越水
河深堰埭堰川海後土
砂畝山色水海池惡水入

場新遂用見杭梓石墻
行馬欄石籠的俵水別波
戶水門外戶為人里丈積
根盡子路階法均高深廣去

幅望橫堀埋碎積下場

刻之仍秋心入月住立流

田空地有之去之因致致積

地之清平或清復化根付

物用水之根秋心付若虫指

長照湯水之若虫虫指而乞

湯之神樂百燈大般若

水之祈禱僧田畑之積目

手入能盡年之秋本田新

田清取米支口米濟膳米

出用米欠代每六米飼料米

俵插入意津目相調出日限

通急度可寄海或替米

出化越米中作加德米取手

千箱代了方別出穀為通

在野扶持出子款治女寫出

指老物法義書稽示不
快可致其介寺步亦或
或地守山也步所給帳附
貨法目後分記運貨之法

貨津出貨欠在發込亦又
高瀬上宗貨本拂付元貨
地奈敬幣帛公將之祝穗私
渡貨非人番給一切米

方之德色平然言然林掛
心打在委細割苗出勃取
智之方引之上未進之取
達成法之通表中之劫定

少歲之端美月可致也取
銀方志情林垣濱海心
川教生稱解之法運上
教年貞系代稱滋草

業銀心伴与之每同皮多

草段銀補与之掃除貨

京江戸又者御料私銀陣

屋山味十其外津之浦之

死肺貨或去朝野人來聘

付室大坂之池乞私控り

上之令傳与長里勝純同

御奉行出法整之詰吏人

是年陣馬借驛斬五年

奇年行事觸元會取之

法入月一切小相成報書

遠一為上納也此介氏矣

善提取業所觀音地苑昆

沙門為一過堂道場堂塔

伽藍主白券之古社氏子

檀中相模之上奇進奉

加勅再具身錄著舊法
為之可改修復著大風法
水糧折取打為之作物
不熟大之言志急也准正

申上春法之田並帳上中
少之不成互別之合元附叔
積土甲乙情也檢見法然
相之合也用檢也報也法

手由可願如此四年順祀

人解叩淚人虛主信想

法勤子依主過波克

手解松明唯烟爇堅停

止可也付事能中強海統

黨逃教別之三年出制棟

也若心得遠其主之平生

身持放均之相之破俄定

始評儀刑博奕法勝負

企亦過能相僕探欲存攻

糧業甚居或開博供糧會

或場之閑博喧喧仕出

得藉之例或法取之境同

鎮守之森林亦教林之竹木

得伐取加之麥稻雜食

茅牛房蔗葡萄等之類

菜物或坐物樹木採盜

農意亦之族涉條用之

越為讀安用之矣候仕

後類戶付重之加矣凡表

遠宵不取知之軍去意其

罪之料道台道教戶付

至中出法度如書農業

情出者人深矣耕成者

存心愧志應天也若

而通之過極身代不如此

之迷惑困窮之百姓如

憐憫合方其其賴母子

取持金銀在錢之他借年

賤貨物賣券多季中物

返承代讓法文好身地

類請負法人慳如豈吟味

之不加平放月限之油乃催

促進滯留之秩一或返海也將

又重銀滯出入或跡或境目

後之付他領之至也蓄取心

固安所訴紙中凶毒家官領

裁仕又去當庶多譯之筋

於訴出願之相子方之趣

之得与相調之相訴依利根

願知權人聖入維反方為

和法造根不踐快一攻內海

若揮領主神中經董系六

今教不及私通十言程捌

俄返苦書加奧中取決少

言依怙國願負以非去之公上

仕遂對決可出裁判事最

叮嚀溫私公公用重身

分卑下役掛之尻中

手頑業書益高白字

之見新即祝儀之悲悦

悔急相勅組合御中隣

村泰會之旨厭之並費

村分の紙墨筆油燭

等放均不遣弟事致皆

略乘和慈懇取扱時

之適是境繼成自然
進古設之席傍軍用
竊可求之玉也然而今
時見世之風俗皆文

盲為昧多忘其本源
惡神明只乾名聞僅
掠沒料之私欲時花事
遊勝衣服家宅為福祿

如

枉理慕北極遠我法以

賄絡徧千之傲擅威虛

百姓罵之非人溢礼酒

飽食長孺慙之奢被

呼能亦利口之霸利悞

貪邪見之行跡橫插

遇之之族之一切之念

忘其身終天乃能冥

理忽換公儀機嫌頻
法人之惡退彼之後
遺物
連惡名而已家名退博
基款偶生人間家量

甲惡却之徒類春常講果
切一家一門之取況他人
能傍世之人也活先祖
名卷失未代之外聞苗

一人貪戾一國化礼之重

之可惡慎考之仁儀

禮智信之守不常上

表父禍忠孝下百姓服衆

慈孝之心遠清箴卷少成之

私時村中曾自他之端

自靜澄和治最清上

極之叶沛賢之必日月象

之憐其餽光及子孫富
貴無昌之疑弟代不
易之可為立後事死
德也仍而可遊經才素

意如件

庶幾日記終

一忠者誠忘乃多とのと徳道達人

154

表不忠不孝あり命を承

一 善を常に世改む事速なるもの

人忠言となす

善ふ者として世を改むは

急人かた

一 上級政事と志く身此を改む

一 俗ものたる者此を改む

善是らうじな

善福よりふ

一 堪忍を専業とするもの

わごと世違ふ

善是を見ざるもの

百善となす

一 何事にも信まざるものは非的志

如後如法也

善邪の信まざるは

真の善よりふ

GANSHODO-SHOTEN
KANDA TOKYO
店書堂松屋



